

## 独立行政法人の業務及び組織の見直しについての意見等の 取りまとめに当たっての談話

平成27年11月17日  
独立行政法人評価制度委員会  
委員長 野路 國夫

### (今回の意見等の意義)

1. 独立行政法人制度については、平成26年6月に「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成26年法律第66号)が成立し、本年4月1日より新制度に移行しました。

新制度では、主務大臣の下でのPDCAサイクルを十分に機能させるため、総務大臣が策定した指針に基づき、各法人の目標策定から評価まで、主務大臣が一貫して責任を持つとともに、当委員会が政府唯一の第三者機関として、主務大臣の目標策定等をチェックすることとされております。

当委員会は、本年4月1日の発足後、独立行政法人の目標期間終了時の業務及び組織の見直し及び業務実績に関する評価結果について、精力的に調査審議及び検討を重ね、本日、新制度施行後初めての意見等を取りまとめました。

### (中期目標期間終了時の業務及び組織の見直しに当たっての当委員会からの提言)

2. 独立行政法人の業務及び組織の見直しに関しては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の既往の改革方針の着実な実施を図り、主務大臣の下でのPDCAサイクルを十分に機能させる観点から、
  - ① 統合法人について、統合効果を最大限発揮するため、類似する事業部門の統合・再編、一体的なマネジメント体制の構築など、業務実施体制を見直すこと、
  - ② 国の政策の実施機能の最大化を図るため、国の政策における位置づけ、法人のミッション、達成すべきアウトカムを、主務大臣の定める目標に明確化すること、
  - ③ 当該目標の下、法人の長のリーダーシップの下で自主的・戦略的な組織・財務運営を行うため、内部統制システムの整備、情報セキュリティ対策の強化、財務マネジメントの充実などの措置を講じることなどの意見を、いわば、業務及び組織の見直しに当たっての当委員会からの具体的な提言として、各主務大臣に通知しております。

当委員会としては、各主務大臣が、研究開発業務を行う法人や国民向けサービスを行う法人など、類型や業務内容の特性に応じて、それぞれの法人の政策実施機能が最大化されるようこの意見の趣旨を最大限活かして見直しを進め、次期目標の策

定に取り組むことを期待するとともに、その取組は次期目標の策定の審議の際に重点的にチェックしてまいる所存であります。

### (26年度の業務実績に関する評価結果についての点検結果)

3. また、主務大臣が新制度の下で初めて行った業務実績に関する評価結果について点検したところ、全体的には、評定は「B」を標準とするとの評価指針の考え方を反映した状況となっている一方で、評価手法や評価の根拠、理由等をより一層の明確化する必要があると思われる事例が見受けられました。

各主務大臣においては、評価を大臣の責任の下で実施し、PDCAサイクルを発揮させるという制度改革の趣旨が全うされるよう、当委員会の点検指摘を踏まえ、次年度以降は指針に基づき適正な評価が行われることを期待し、当委員会としてもこのような取組の状況については引き続きフォローしてまいります。

### (今後に向けた取組)

4. 以上の取組に加え、独立行政法人が真に成果を挙げていくためには、現場で働く職員の士気や意欲を高めていくことも重要であり、法人の組織運営・業務遂行上の創意工夫や改善提案のインセンティブを涵養することが不可欠であると考えます。また、業務の改善や成果の最大化に向けた取組は法人単独で進めていくのではなく、他法人の先進的な取組を学ぶことが効果的であると考えます。当委員会としても、法人のインセンティブを高め、法人間で好事例の横展開を図るための環境整備などにも、今後取り組んでまいりたいと思います。

### (おわりに)

5. 独立行政法人は、国の政策の実施機関として、その時々々の国の重要政策課題や社会経済情勢の変化を踏まえた業務については、できるだけ早期に成果を出すことが求められます。一方、研究開発法人における基礎的研究や、国際競争力強化に資する生産コスト削減に関する研究など、継続性が重視され、その成果発現に比較的長期間を要する業務も行っています。いずれの法人の業務も、国の政策上の目的を達成するために行う重要な業務であることには変わりはないものであり、当委員会としても、こうした法人の有する政策実施機能が十全に発揮されるよう、引き続き精力的な調査審議を進めてまいりますので、関係機関の御協力を賜りますようお願い申し上げます。